

西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会【防災対策部会】

調査検討結果報告書

令和3年2月

1 所管事務における検討事項（課題の集約）

- (1) 行政機能継続性の確保に関すること
 - ア 庁舎耐震性の確保について
 - イ 電気・水道等のバックアップ機能の確保について
- (2) 災害対策本部機能充実強化に関すること
- (3) その他必要とする設備機能の確保に関すること

2 中間調査検討結果

- (1) 行政機能継続性の確保に関すること
 - ア 庁舎耐震性の確保について

新庁舎の耐震性能（構造体・非構造体・建築設備）に係る耐震安全性の目標については、既に「西郷村拠点づくりプロジェクト基本計画」において決められている。耐震方式（耐震構造・制震構造・免震構造）については、今後、庁舎の面積や階数等が決まった段階で選択することとなる。

「西郷村拠点づくりプロジェクト基本計画」耐震安全性の分類及び目標

部位	分類	重要度係数	耐震安全性の目標	対象施設	目標Is値
構造体	I類	1.5	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	防災拠点 拠点病院	0.9 以上
	II類	1.25	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	一般病院 避難施設	0.75 以上
	III類	1.0	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない事を目標とし、人命の安全確保が図られている。	上記以外の 一般公 共建築物	0.6 以上
非構造部材	A類		大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。		
	B類		大地震により建築非構造部材の損傷、移動が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。		
建築設備	甲類		大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。		
	乙類		大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。		

イ 電気・水道等のバックアップ機能の確保

役場庁舎は、村民の生命を守るために迅速な災害対応及び復旧作業を行うための防災拠点となることから、庁舎の行政機能を維持するため各設備のバックアップ機能を持たせる必要がある。現時点で設置する必要がある設備については以下のとおりである。なお、設置場所や容量等について未検討である。

- ・非常用発電設備
- ・太陽光等を利用した蓄電設備
- ・燃料タンク（ガソリン・灯油等）
- ・貯水槽（飲料用・雑用水用）
- ・汚水槽（下水機能が停止となった場合）
- ・井戸水（上水機能が停止となった場合）

※通信に関しては、他部会において検討している。

(2) 災害対策本部機能充実強化に関すること

災害発生時において指揮系統の中心となる本部機能を配置できる会議室等について庁舎内に整備する必要がある。

・災害対策本部室

災害対策本部室は、平時は会議など様々な用途で使用し、緊急時に災害対策本部室として活用ができる部屋（40名から50名が入る会議室）であれば問題はないが、非常用電源装置による電源の確保、電話回線（複数回線）やネット環境、対策の指揮伝達に必要なIT備品（モニター、プロジェクター、PC）の整備が必要である。

設置階数は、2F以上、防災課事務室や村長室などと隣接配置が望ましい。また、庁舎に保健センター機能を持たせる場合、1Fに検診などを行う集団検診室を配置し、その真上に本部室を配置、集団検診室を職員の待機場所とし、集団検診室と本部室が直接行き来できる階段が付近にあると有事の際、行動をスムーズに運ぶことができると考える（集団検診室は、多目的な使用が想定され、利用が重複する可能性も予想されるため、集団検診室を4つ程度に分けられるよう可動式間仕切りなどを設けることが望ましい。）。

また、現場に行く場合や現場から帰ってきた場合、職員玄関（緊急）→アウトルーム→ロッカールーム→集団検診室（1F）→本部室（2F）と行けるような動線の確保が望ましい。なお、この場合の職員玄関は普段使用する職員玄関とは別に設けること。さらに公用車の駐車スペースの付近とし、一般の駐車（職員駐車

場合含む。)スペースとは離れた場所に配置することで、緊急時の出動等に混乱を生じさせないような配置が必要であると考え(平時の駐車から、職員用、一般用、公用車用、業者用など明確に区別しておく)。

- ・仮眠室等の設置

災害発生時における仮眠室の利用は限られた職員のみ利用と思われる(防災課や事業課の数名程度)ため、設置される休養室にエアベットなどを置き仮眠できれば問題ない。また、シャワー室については、通常時使用するものでもなく維持管理に費用を考慮すれば、設置したとしても1個程度であろうか。ただし、設置し外部者への利用も認めるのであればセキュリティー対策はしっかりされたい。

- ・その他の本部機能

防災無線室については、これまでの防災行政無線設備は無線室から情報配信を行う必要があったため、専用の部屋が必要であったが、現在導入中のシステムは、デスク上にあるPCより情報配信が可能となるため新たな庁舎には防災無線室の設置は不要である。

仮に炊き出しを行う場合は、現文化センター内調理室を利活用したい。

避難所機能については、既に文化センター大研修室が指定避難所に指定されているため改めて庁舎には配置しない。

(3) その他必要とする設備機能の確保に関すること

災害発生時に防災拠点となる庁舎の周辺にも必要設備を配置しておくことが望ましい。現時点で設置する必要がある設備については以下のとおりである。

- ・備蓄倉庫

現在の備蓄倉庫は、イオン白河西郷店の付近ロータリー内の建物(2F建100㎡程度)を利用している。しかしながら、庁舎から遠方であることさらに2F部分から備蓄品を出し入れすることが不便であるため、庁舎周辺への備蓄倉庫(備蓄容量は、340人程度の食料品1日3食3日分と飲料水1日4L、3日分及び簡易テントや毛布、簡易トイレなど)が必要である。現在の備蓄倉庫の面積は100㎡程度であるが、今後食料品や飲料水の備蓄を進めることを考慮すると150㎡程度(プレハブ会議室程度)で1F建が望ましい。ただし、文化センターの空きスペースを備蓄倉庫として活用が可能であれば新たに設置する必要はない。

- ・土嚢ステーション（土嚢製造機の設置含む）

現在、土嚢を作る際、外で作業を行っているが、天候によっては雨に濡れながら作業を行っている状況や作成した土嚢の管理がブルーシートで覆っているだけの状況のため劣化が早いなどの問題があり、他の倉庫と併用でも構わないが、土嚢製造機を設置するスペース、作成した土嚢を保管するスペースが必要である。

- ・除雪車用・消防車両用車庫の設置

除雪車両及び消防車両を格納しておける車庫の設置が必要である。可能であれば備蓄倉庫、土嚢ステーション、車庫が一箇所にとまっていると効率がよい。

- ・マンホールトイレの設置

庁舎のトイレや避難所となる文化センターのトイレが災害時、使用可能であれば特に必要ではないが、万が一に備えマンホールトイレはあった方が良く考える。ただし、下水道の管に繋ぐこととなるため、設置場所が限られてくる。

- ・駐車場のロードヒーティング

正面玄関付近に関しては住民の駐車機能の確保のため設置した方が望ましいと考えるが、このところの温暖化も相まって、多額の費用を要するのであればその限りではないと判断する。

- ・ヘリポート（着陸不可及び必要性は低い）

ヘリコプターの離着陸にはダウンウオッシュの影響を加味する必要がある。県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの離着陸に関しては以下のとおりであり、防災ヘリの離着陸は現実的に不可能である。ドクターヘリについては可能であるが、村内の離着陸場が5か所程度あることから庁舎周辺に設ける必要性は低いと考える。

※県消防防災航空センターで所有しているヘリコプターは、離着陸帯から進入・進出方向約100m以内及び進入・進出時の両脇（ローターを中心に50m程度）に人・車両及び飛散物がある場合は離着陸不可能となるため、新庁舎の駐車場敷地への離着陸は現実的に不可能である。

現在、防災ヘリの村地域防災計画に定めている離着陸場は村民野球場サブグラウンドと米多目的運動広場とされているが、昨年度に防災ヘリを新たな機種に更新し、降着装置がスキッド（棒タイプ）から車輪に変更されたことに伴い砂場や芝地への離着陸が困難となったため村内2か所の離着陸場がどちらも砂場であることから離着陸できない状況となっている。

※ドクターヘリについては、県消防防災航空センター所有のヘリコプターよりも

小型でありダウンウオッシュも少なく離着陸要件も緩くなるため、新庁舎の駐車場敷地への離着陸は可能と思われる。しかし、可能であれば専用の離着陸場の確保又は普段は駐車場として使用しても可だが、車両の移動が容易に可能となることやドクターヘリの離着陸場であることがわかるようなマーキングをする必要がある。

現在、村内のドクターヘリの離着陸場は5か所指定されている。家畜改良センターグラウンド、村民野球場サブグラウンド、米多目的運動広場、川谷小中学校校庭、はなのや食堂西側空地。ドクターヘリは降着装置がスキッドであるため砂場や芝地でも離着陸が可能である。

・かまどベンチの設置（必要性は低い）

庁舎内の調理室（設置する場合）又は文化センター調理室で炊き出しが可能な状況であれば設置の必要性は低いと思われる。ただし、防災公園等にベンチを設置する予定がある場合は検討すべきである。

3 検討経過と体制

- 令和2年 5月28日（木） 第1回 11名参加
- 令和2年 7月15日（水） 第2回 9名参加
- 令和2年10月 7日（水） 第3回 10名参加

○検討メンバー

No	所属・職名	氏名	備考
1	防災課長	緑川 浩	部会長
2	防災課長補佐兼災害対策係長	保坂 寿則	副部会長
3	総務課地域支援係長	戸澤 大介	
4	財政課管財契約係長	和知 康弘	
5	建設課長補佐兼管理係長	吉田 剛	
6	産業振興課農地林務係長	松田 修弥	
7	環境保全課長補佐兼放射能対策係長	坂上 雅敏	
8	上下水道課長補佐兼下水道施設係長	金田 博和	